

令和5年度

北部福祉事務所概況

沖縄県北部福祉事務所

北部福祉事務所

〒905-0017

沖縄県名護市大中2-13-1

北部保健・福祉合同庁舎1階

TEL(0980)52-2715

FAX(0980)52-7544

県立北部病院

オリオンビール
名護工場

名護十字路

ヒンブン
ガジュマル

城十字路

国道58号線

至那覇

名護漁港

目 次

I 総 説

1 北部福祉事務所管内図	1
2 北部福祉事務所庁舎案内図	2
3 沿 革	3
4 北部福祉事務所組織図	5
5 業務案内	5
6 北部福祉事務所の業務内容	6

II 総務班

1 令和5年度歳入決算	7
2 令和5年度歳出決算	8
3 収入未済関係	9

III 地域福祉班

1 地域福祉	10
2 障害者福祉	13
3 児童福祉	18
4 老人福祉・介護保険	22
5 母子父子寡婦福祉	24
6 配偶者暴力相談支援センター	29

IV 生活保護班

1 生活保護	31
--------------	----

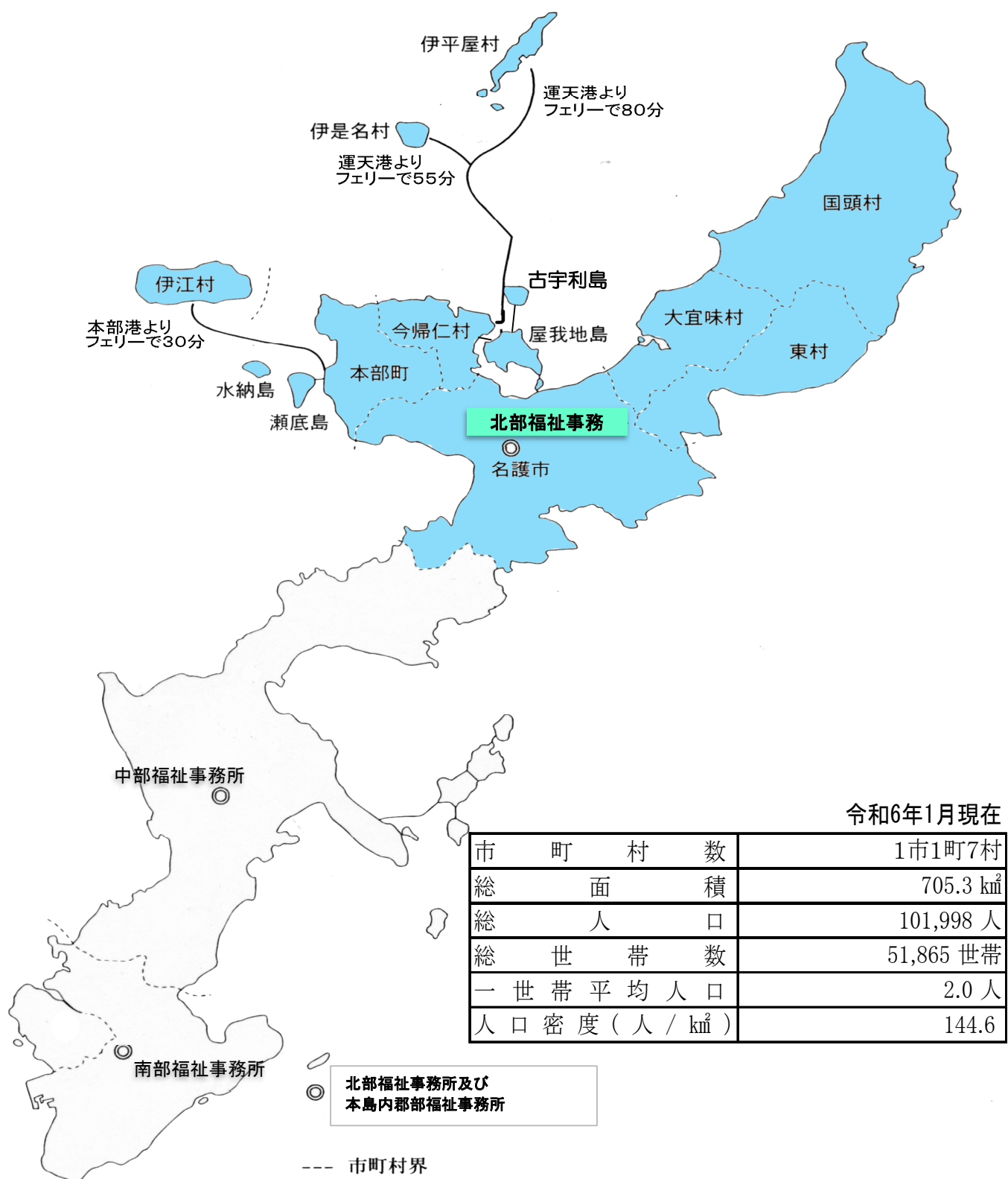
V 資料編

1 北部福祉事務所における研修	38
2 北部福祉事務所職員研修	39
3 北部福祉事務所が主催した会議	40

I 総 説

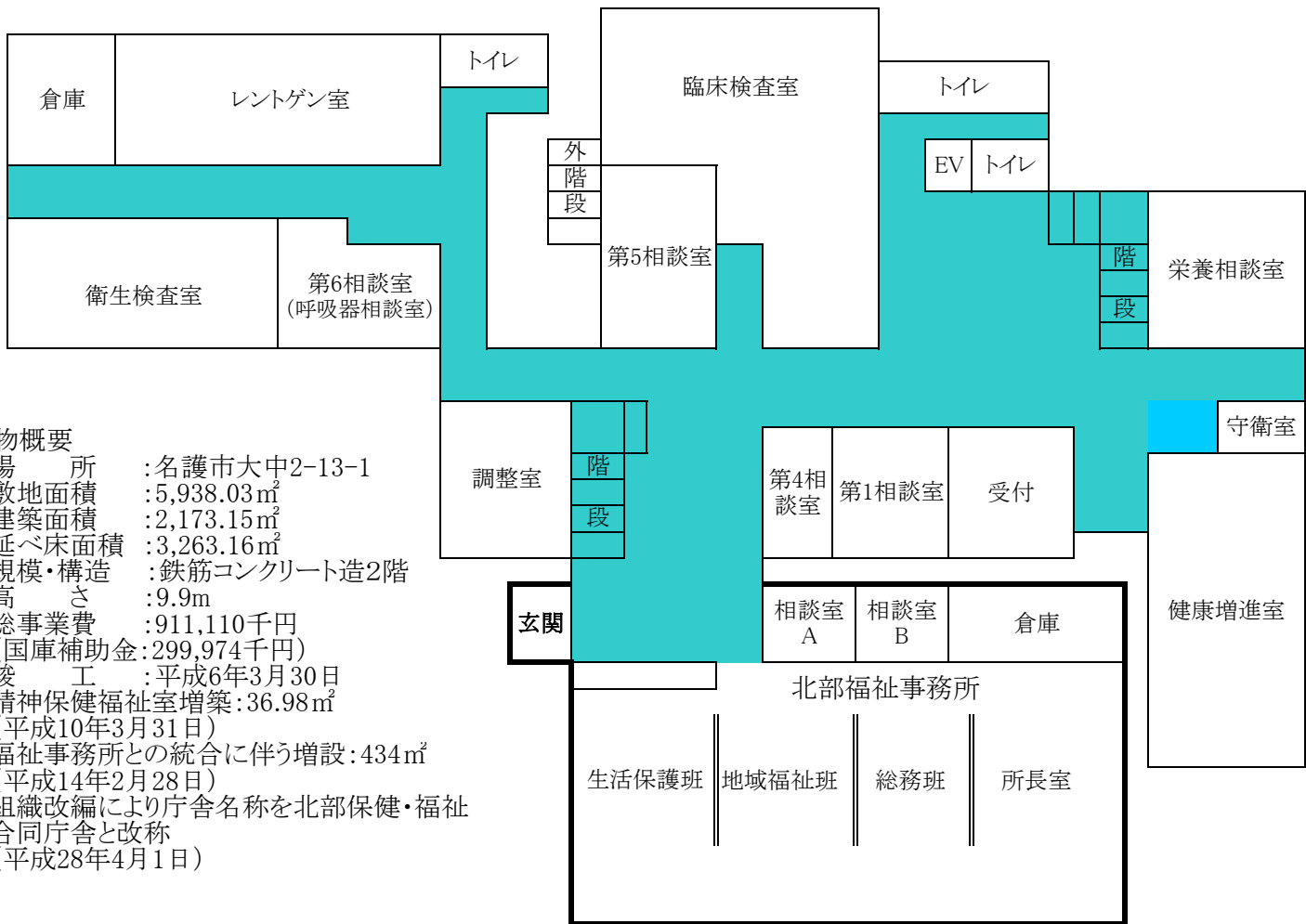
- 1 北部福祉事務所管内図
- 2 北部福祉事務所庁舎案内図
- 3 沿 革
- 4 北部福祉事務所組織図
- 5 業務案内
- 6 北部福祉事務所の業務内容

1 北部福祉事務所管内図

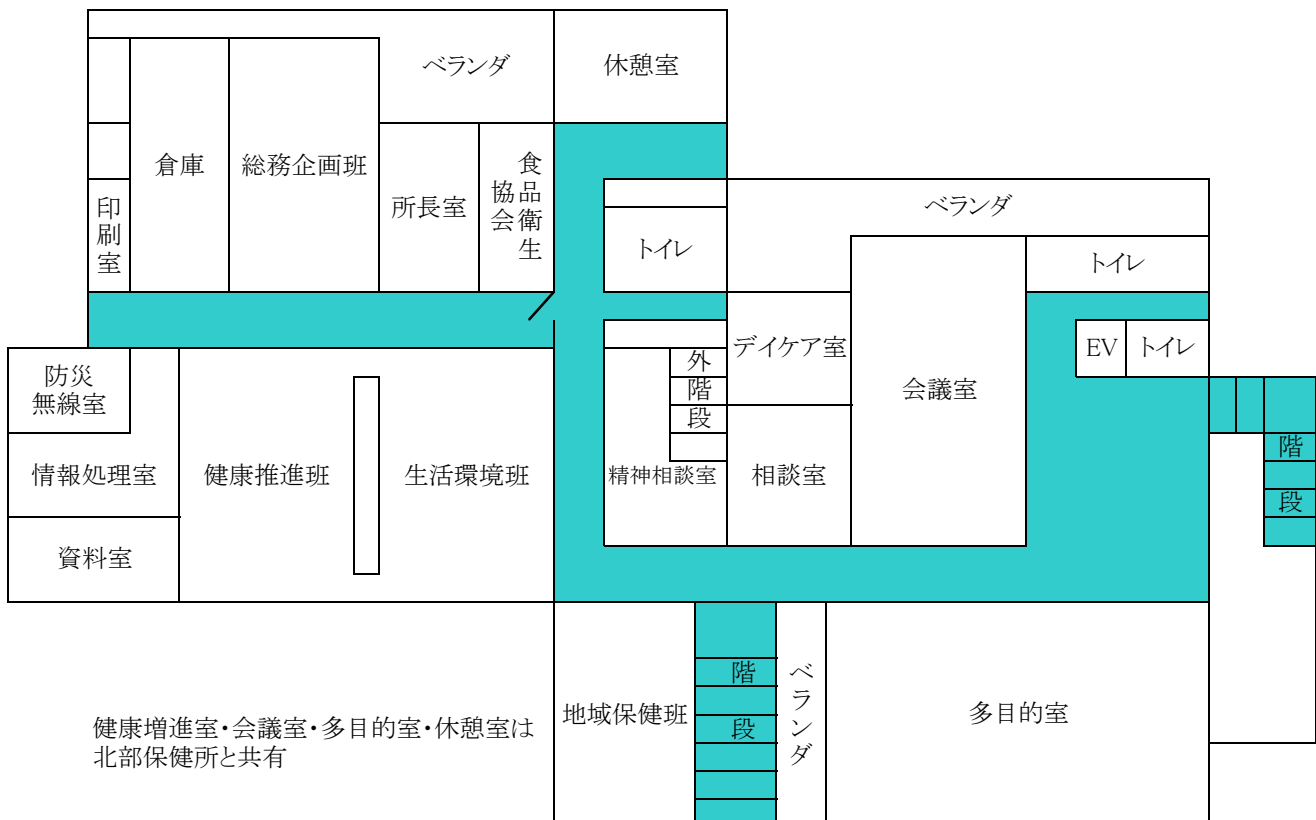


2 北部福祉事務所庁舎案内図

1階平面図（北部福祉事務所）



2階平面図（北部保健所）



3 沿 革

【福祉事務所】

昭和 28 年 11 月	福祉三法(生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法)が制定される。 昭和 26 年の社会福祉事業法の制定に伴い、同法第 13 条の規定により、社会福祉事業拠点となる福祉地区の施行及び福祉に関する事務所の設置が規定される。
昭和 29 年 8 月	行政事務部局の組織法が改正され、社会福祉行政の第一線の機関として福祉事務所が設置されることになる。同年 9 月社会局組織規則が制定される。
昭和 29 年 10 月 1 日	社会局組織規則により名護町大東区在の家屋(66 m ²)を利用し、北部地区社会福祉行政機関として北部福祉事務所が新設される。所管区域(北部 17 町村)。 (1)本所は名護・屋部・羽地・屋我地・今帰仁の 5 町村を職員 8 人で担当。 (2)出張所は本部・上本部・大宜味・国頭・東・久志・宜野座・金武・恩納・伊江・伊是名・伊平屋の 12 町村を職員 16 人で担当。
昭和 31 年 10 月 30 日	社会局組織規則の一部改正により、北部福祉事務所は名護福祉事務所に改称。
昭和 32 年 11 月 26 日	社会局組織規則の一部改正により庶務課と保護課の二課が設置される。
昭和 36 年 7 月 31 日	行政府組織法の改正により、社会局は厚生局となる。
昭和 44 年 4 月 1 日	母子福祉法第 7 条により母子相談員設置(昭和 50 年 4 月 1 日定員化となる)。
昭和 47 年 4 月 15 日	(1)本土復帰に伴い、名護福祉事務所は北部福祉事務所に改称。 本土法の適用により、社会福祉事業法第 13 条の規定に基づき、名護市福祉事務所が設置され、同時に関係業務が分離移管される。 (2)福祉課が新設され三課となる。これに伴い生活保護法以外の福祉五法、婦人保護法及び家庭児童相談業務は福祉課が所管することになる。 (3)従来の出張所制度が廃止され、集中管理されるようになる。 (4)金武町・宜野座村・恩納村は中部福祉事務所管轄となる。 (5)家庭児童相談室設置(沖縄県庁行政機関設置条例措置第 33 号)。
昭和 48 年 4 月 1 日	福祉地区の一部変更に伴い、恩納村及び宜野座村は当事務所管轄となる。
昭和 53 年 4 月 1 日	福祉事務所に次長の職を設置(県規則第 8 号)。
昭和 54 年 8 月 1 日	主任主事を改め主査となる(県規則第 35 号)。
昭和 62 年 4 月 1 日	総務課及び福祉課に主査を配置。
平成 5 年 4 月 1 日	老人・身障の入所措置権を町村に移譲。
平成 6 年 4 月 1 日	総務課を総務調整課、福祉課を地域福祉課と名称を改める。

平成 7 年 4 月 1 日 老人・身障施設措置事務等に係る監査業務を本庁から郡部福祉事務所へ移譲。

平成 8 年 4 月 1 日 児童福祉行政の町村指導監査業務を本庁から郡部福祉事務所へ移譲。

平成 9 年 4 月 1 日 町村社会福祉協議会指導監査業務を本庁から郡部福祉事務所へ移譲。

平成 10 年 4 月 1 日 部の名称を生活福祉部から福祉保健部に改める。

平成 12 年 4 月 1 日 身体障害児補装具、重度心身障害児日常生活用具給付事務を市町村へ移譲。

【福祉保健所】

平成 14 年 4 月 1 日 北部保健所と北部福祉事務所が統合し、北部福祉保健所に組織変更。福祉地区に一部変更があり恩納村及び宜野座村は再び中部福祉保健所へ移管。

平成 18 年 4 月 1 日 沖縄県行政組織規則の改正に伴い組織改編され、課が班となる。所長直属の企画調整スタッフが新設され、また、配偶者暴力相談支援センターが設置される。

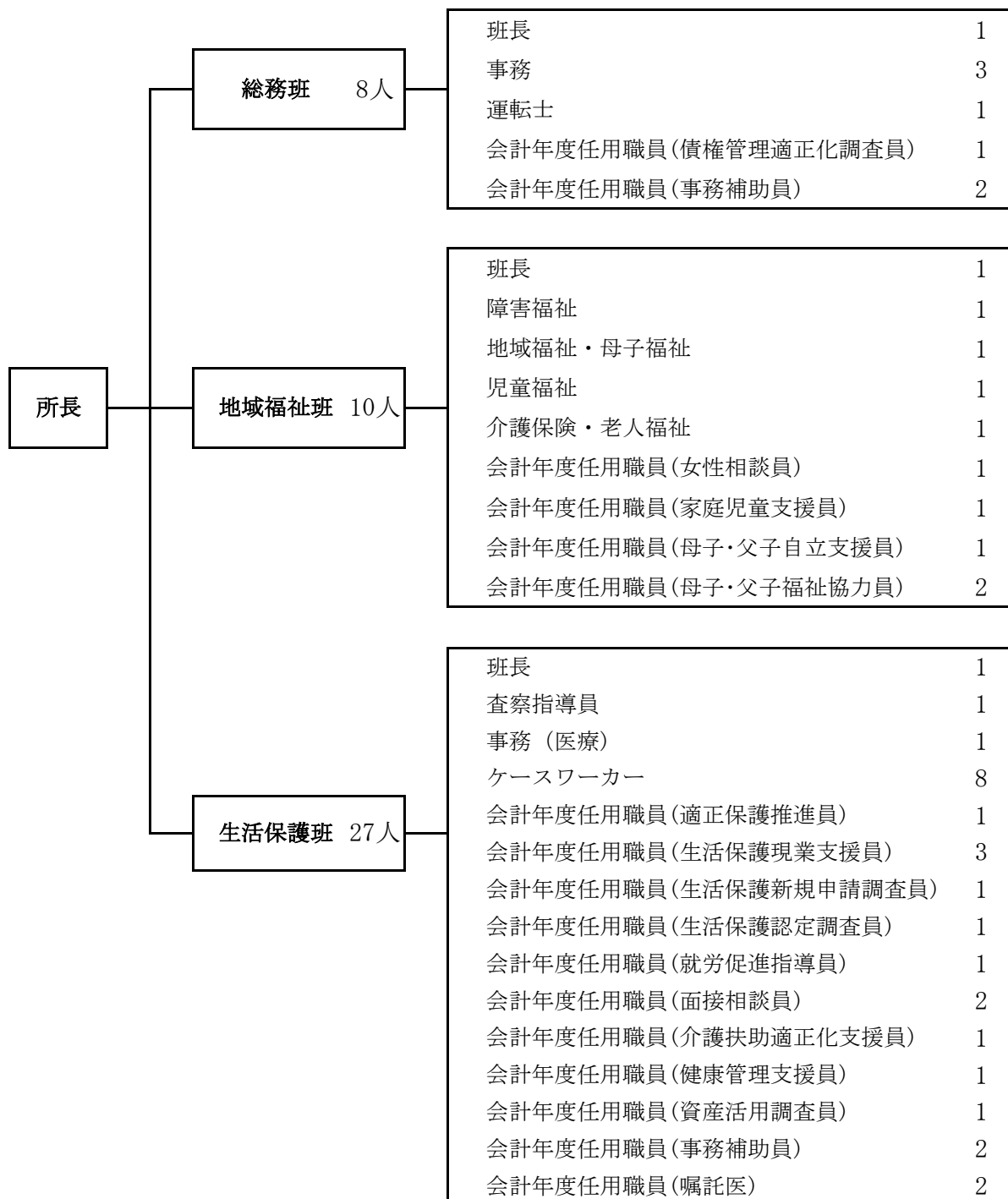
平成 23 年 4 月 1 日 企画調整スタッフが解散され、総務福祉班は総務企画班と地域福祉班の 2 班に分かれる。

平成 26 年 4 月 1 日 部の名称を福祉保健部から子ども生活福祉部に改める。

【福祉事務所】

平成 28 年 4 月 1 日 組織改編により北部福祉保健所が北部福祉事務所と北部保健所に分離し、北部福祉事務所に総務班・地域福祉班・生活保護班の 3 班が設置される。

4 北部福祉事務所組織図（令和5年4月1日現在）



5 業務案内

福祉事務所では、下記のような相談を受けています。お気軽にご利用ください。（令和5年4月1日現在）

業務内容	曜日	受付時間		担当窓口（電話）
		午前	午後	
◎生活保護の申請・相談	月～金	8:30～12:00	1:00～5:00	1階 生活保護班（52-2549）
◎家庭児童相談室	月～金	8:30～12:00	1:00～5:00	1階 地域福祉班（52-0051）
◎女性相談（家庭内暴力等）	月～金	8:30～12:00	1:00～5:00	〃
◎母子父子寡婦福祉資金の貸付	月～金	8:30～12:00	1:00～5:00	〃

6 北部福祉事務所の業務内容

◎ 総務班

- (1) 所属職員の身分、服務及び福利厚生に関すること
- (2) 所属職員の給与・旅費及び手当等に関すること
- (3) 文書の管理等に関すること
- (4) 予算経理その他の会計事務に関すること
- (5) 所管する財産の管理に関すること
- (6) 歳入に関すること
- (7) 生活保護費返還金に関すること
- (8) 生活保護費の支給等に関すること
- (9) 公印管理等に関すること
- (10) 事務所の管理、防災危機管理、防火管理に関すること
- (11) 公用車の運転、管理等に関すること
- (12) 他班に属しない事務に関すること

◎ 地域福祉班

- (1) 児童福祉及び児童福祉行政指導、保育所指導監査に関すること
- (2) 母子・父子及び寡婦福祉に関すること
- (3) 老人福祉に関すること
- (4) 身体障害者福祉に関すること
- (5) 知的障害者福祉に関すること
- (6) 障害者総合支援法に係る施行事務等の実地指導に関すること
- (7) 介護保険法に係る居宅介護事業所の運営指導に関すること
- (8) 社会福祉協議会の指導監査に関すること
- (9) 母子・父子及び寡婦福祉資金の貸付事務・償還指導に関すること
- (10) 民生委員・児童委員に関すること
- (11) 介護保険居宅介護事業所の指定・変更事務に関すること
- (12) 配偶者暴力相談支援に関すること
- (13) 生活困窮者自立相談支援事業に関すること
- (14) ハンセン病回復者等の相談に関すること
- (15) その他地域福祉に関すること

◎ 生活保護班

- (1) 生活保護の実施に関すること
- (2) 生活保護の相談受付・面談業務に関すること
- (3) 被保護者調査に関すること
- (4) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること
- (5) 中国残留邦人に対する生活支援に関すること
- (6) その他生活保護に関すること

Ⅱ 総務班

- 1 令和 5 年度歳入決算
- 2 令和 5 年度歳出決算
- 3 収入未済関係

1 令和5年度歳入決算

<一般会計>

(単位：千円)

歳入科目	令和4年度	令和5年度	増(△)減額
(款) 分担金及び負担金	355	493	138
(項) 負担金	355	493	138
(目) 民生費負担金	355	493	138
(款) 財産収入	0	0	0
(項) 財産売却収入	0	0	0
(目) 物品売却収入	0	0	0
(款) 諸収入	9,473	16,386	6,913
(項) 雑入	9,473	16,386	6,913
(目) 雑入	9,473	16,386	6,913
計	9,828	16,879	7,051

<母子寡婦福祉資金特別会計>

(単位：千円)

歳入科目	令和4年度	令和5年度	増(△)減額
(款) 諸収入	12,679	11,664	△ 1,015
(項) 貸付金元利収入	12,209	11,604	△ 605
(目) 母子父子寡婦福祉貸付金元利収入	12,209	11,604	△ 605
(項) 雑入	470	60	△ 410
(目) 違約金及び延納利息(母子)	470	60	△ 410
計	12,679	11,664	△ 1,015

合 計	22,507	28,543	6,036
-----	--------	--------	-------

2 令和5年度歳出決算

<一般会計>

(単位：千円)

歳 出 科 目	令和4年度	令和5年度	増減(△)額
(款) 総務費	0	561	561
(項) 総務管理費	0	561	561
(目) 人事管理費	0	561	561
(款) 民生費	565,489	577,540	12,051
(項) 社会福祉費	29,070	24,204	△ 4,866
(目) 社会福祉総務費	15,798	11,419	△ 4,379
(目) 障害者福祉費	13,178	12,547	△ 631
(目) 老人福祉費	35	82	47
(目) 障害者自立支援諸費	59	156	97
(項) 児童福祉費	15,137	19,583	4,446
(目) 児童福祉総務費	9,104	9,047	△57
(目) 児童措置費	1,740	2,849	1,109
(目) 母子福祉費	4,293	7,687	3,394
(目) 児童福祉施設費	0	0	0
(項) 生活保護費	521,282	533,753	12,471
(目) 生活保護総務費	48,680	53,937	5,257
(目) 生活保護扶助費	472,602	479,816	7,214
(款) 衛生費	0	0	0
(項) 公衆衛生費	0	0	0
(目) ハンセン病対策費	0	0	0
計	565,489	578,101	12,612

*千円単位に換算するため百の位を四捨五入している。その為、総計と「計」は必ずしも一致しない。

<母子寡婦福祉資金特別会計>

(単位：千円)

歳 出 科 目	令和4年度	令和5年度	増減(△)額
(款) 民生費	16,529	17,663	1,134
(項) 母子父子寡婦福祉費	16,529	17,663	1,134
(目) 母子父子寡婦福祉費	16,529	17,663	1,134
計	16,529	17,663	1,134

合 計	582,018	595,764	13,746
-----	---------	---------	--------

3 収入未済関係

生活保護費返還金等歳入決算額（令和3年度～令和5年度）

（単位：円）

年度	調定		収入済		収入率 b/a	a-b	不納欠損		収入未済		未済率 d/a
	調定 件数	調定額a	調定 件数	収入済額b			調定 件数	不納欠損額c	調定 件数	収入未済額d	
令和3年度 (計)	1,422	23,021,867	783	9,310,281	40.4%	13,711,586	55	403,098	584	13,308,488	57.8%
過年度	584	11,670,511	91	463,136	4.0%	11,207,375	55	403,098	438	10,804,277	92.6%
現年度	838	11,351,356	692	8,847,145	77.9%	2,504,211	0	0	146	2,504,211	22.1%
令和4年度 (計)	1,508	27,246,627	899	9,037,533	33.2%	18,209,094	44	1,425,441	566	16,783,653	61.6%
過年度	512	12,385,005	53	179,188	1.4%	12,205,817	44	1,425,441	415	10,780,376	87.0%
現年度	996	14,861,622	846	8,858,345	59.6%	6,003,277	0	0	151	6,003,277	40.4%
令和5年度 (計)	1,692	33,075,634	1,089	15,688,776	47.4%	17,386,858	115	3,937,611	488	13,449,247	40.7%
過年度	483	11,732,590	42	271,747	2.3%	11,460,843	115	3,937,611	326	7,523,232	64.1%
現年度	1,209	21,343,044	1,047	15,417,029	72.2%	5,926,015	0	0	162	5,926,015	27.8%

（留意事項）

※ 決算時の推移を表記。

※ 「調定件数」とは、調定調書1件につき1件とする。（分割調定がある場合は、分割調定後の調定数で計上。）

Ⅲ 地域福祉班

1 地域福祉

- (1) 地域福祉の推進
- (2) 社会福祉協議会
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 生活困窮者自立支援事業

2 障害者福祉

- (1) 障害者福祉(障害者総合支援法)
- (2) 自立支援給付支給事務等に関する市町村指導及び障害福祉サービス事業者等指導
- (3) 特別障害者手当
- (4) 沖縄県心身障害者扶養共済制度

3 児童福祉

- (1) 管内児童人口の状況
- (2) 家庭児童相談室
- (3) 助産制度
- (4) 保育行政・公立保育所等指導監査

4 老人福祉・介護保険

- (1) 高齢人口（65歳以上）
- (2) 介護保険事業者の指定・変更・運営指導状況及び管内事業所数

5 母子父子寡婦福祉

- (1) ひとり親世帯の実態
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉対策

6 配偶者暴力相談支援センター

- (1) 業務の内容
- (2) 相談状況

1 地 域 福 祉

(1) 地域福祉の推進

社会福祉法第4条において「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように地域福祉の推進に努めなければならない」としている。このことを目的として、当所では、市町村社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会をはじめとした福祉関係諸団体と連携し、事業を進めている。

(2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、都道府県・市町村に設置されている機関である。この機関は、一定の地域において、公私の社会福祉事業関係者や社会福祉事業に関心と熱意を持つ者の参加と協働の下に、その地域の社会福祉活動の相互連絡、総合整備や組織化、効率化を促進することによって地域住民の福祉を増進することを目的とするものであり、地域福祉活動を推進していく上で中核的な役割を担う民間組織である。

当所管内市町村に設置されている社会福祉協議会においても、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、調査等を行うとともに、住民の社会福祉活動参加のための援助やボランティア活動の推進、並びに各種相談事業、共同募金に関する事業、生活福祉資金貸付事業等を行っている。

(3) 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき都道府県知事の推薦により厚生労働大臣から委嘱されるもので、その任期は3年である。

民生委員は、一定の区域を担当し、その地域住民の生活状態を詳細に把握し、要保護者の相談に乗るとともに、必要な援助を行う。また民生委員は児童福祉法に基づく児童委員も兼ねており、児童福祉の推進という任務も持っている。さらに主任児童委員は、より児童福祉を専門に扱い、積極的な相談、支援活動を展開している。

福祉事務所や関係機関と連携し、公的機関が行う業務に対し協力する役割も担っている。

表1 管内民生委員・児童委員配置状況

令和6年4月1日現在（単位：人）

	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合計
定数	109 (8)	24 (2)	19 (2)	8 (2)	26 (2)	36 (2)	13 (2)	7 (2)	7 (2)	249 (24)
現員	81 (7)	19 (2)	17 (2)	7 (2)	23 (1)	26 (2)	13 (2)	7 (2)	7 (2)	200 (22)

（任期：令和4年12月1日～令和7年11月30日） ※（ ）内の数字は主任児童委員数の再掲

表 2 民生委員・児童委員の活動状況

(単位：件、回、日)

			名 護 市	国 頭 村	大 宜 味 村	東 村	今 帰 仁 村	本 部 町	伊 江 村	伊 平 屋 村	伊 是 名 村	北 部 合 計	(沖 参 考) 県
内容別相談・支援件数	在宅福祉	(1)	349	8	8	71	8	63	13	65	18	603	2,010
	介護保険	(2)	94	25	9	0	11	15	26	2	1	183	1,363
	健康・医療	(3)	104	18	22	0	9	16	6	65	3	243	2,243
	子育て・健	(4)	106	8	16	0	2	9	4	1	4	150	1,683
	母子保・健	(5)	1,983	23	27	25	1	90	0	7	5	2,161	6,302
	子どもの教育・活	(6)	922	56	19	3	1	38	103	40	45	1,227	5,415
	学校生活	(7)	133	5	16	1	8	35	7	2	0	207	1,219
	生活費	(8)	48	8	2	0	1	0	1	0	1	61	418
	年金・保険	(9)	64	7	7	0	3	4	0	0	0	85	716
	仕事	(10)	101	4	38	0	10	5	5	5	0	168	1,381
	家族関係	(11)	66	4	17	3	11	5	3	5	0	114	889
	住居	(12)	139	38	32	6	20	26	12	8	0	281	2,582
	生活環境	(13)	734	154	459	267	31	153	85	81	3	1,967	13,176
	日常的な支援	(14)	985	144	232	7	159	150	428	55	60	2,220	12,008
	その他	(15)	5,828	502	904	383	275	609	693	336	140	9,670	51,405
分野別相談・支援件数	高齢者にと	(16)	1,661	225	593	344	124	395	376	255	24	3,997	22,644
	障害者にと	(17)	210	114	176	0	25	20	10	13	1	569	3,685
	子どもにと	(18)	2,906	72	63	28	11	140	228	45	54	3,547	14,876
	その他	(19)	1,051	91	72	11	115	54	79	23	61	1,557	10,200
	計	(20)	5,828	502	904	383	275	609	693	336	140	9,670	51,405
その他の活動件数	調査・実態把握	(1)	527	84	170	31	279	58	63	26	58	1,296	7,629
	行事・事業・会議への参加協力	(2)	2,093	240	567	169	1,015	199	274	151	99	4,807	38,997
	地域福祉活動・自主活動	(3)	5,483	714	1,130	328	505	538	646	233	271	9,848	96,757
	民児協運営・研修	(4)	1,772	129	209	102	508	260	155	35	63	3,233	43,661
	証明事務	(5)	202	19	29	1	62	10	54	19	15	411	5,820
	要保護児童の発見通告・仲介	(6)	90	19	30	1	2	2	0	0	0	144	644
回訪数	訪問・連絡活動	(7)	3,736	1,009	869	148	1,871	1,274	1,452	568	233	11,160	78,475
	その他	(8)	904	226	492	76	498	939	387	178	65	3,765	48,095
連絡調整回数	委員相互	(9)	2,003	57	595	2	88	136	183	7	17	3,088	127,163
	その他の関係	(10)	1,303	74	333	27	80	212	115	109	34	2,287	38,728
活動日数		(11)	11,511	1,316	2,432	1,014	2,705	2,085	1,651	508	726	23,948	223,971

(4) 生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、平成 27 年 4 月 1 日から生活に困窮している者に対し、生活保護に至る前の段階で自立に向けた支援を行うこととなった。

北部管内の 8 町村について、沖縄県が相談窓口を「沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター北部」に設置しており、主な支援メニューは、以下のとおりである。

ア 自立相談支援事業

生活の困りごとや不安に対し、必要な支援と一緒に考え、一人ひとりの状況に応じた支援プランを作成し、自立に向けた支援を行う。

イ 住居確保給付金事業

離職などにより住居を失った者、または失うおそれの高い者に、就職に向けた活動を行うこと等を条件に、一定期間、家賃相当額を支給し生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行う。

ウ 就労準備支援事業

社会や他人との関わりに不安があるなど、すぐに就労困難な者に一定期間の就労準備講習（プログラム）に沿って、日常生活や社会生活に必要な基礎能力を培いながら、就労自立に向けた支援や就労機会の提供を行う。

エ 一時生活支援事業

住居を持たない者、ネットカフェ等の不安定な居住形態にある者へ一定期間内に限り宿泊場所や衣食の提供を行うとともに退所後の生活に向けて就労支援などの自立支援を行う。

オ 家計相談支援事業

家計問題の相談について、状況に応じた支援計画を作成し経済状況の立て直しを支援する。

カ 就労訓練事業

すぐに一般就労することが難しい者のために、その者に合った作業機会を提供しながら、個別の就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期で実施する。

表 3 相談件数

(単位：件)

	H31	R2	R3	R4	R5
相談件数	104	785	706	163	147

表 4 事業申請・決定件数

(単位：件)

	申請・決定状況
住居確保給付金事業	新規申請3件、新規決定3件、延長決定2件
就労準備支援事業	申請6件、決定6件
一時生活支援事業	申請4件、決定4件
家計相談支援事業	申請20件、決定20件

2 障害者福祉

(1) 障害者福祉（障害者総合支援法）

平成 18 年 4 月、障害者自立支援法が施行され、これまで 3 障害（身体障害・知的障害・精神障害）ごとに異なる制度で提供されていたサービスが一元化された。また、平成 25 年 4 月からは、障害者自立支援法を障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）とするとともに、障害者の定義に難病等が含まれるようになった。

ア 障害福祉サービスの給付体系

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス体系は、自立支援給付と地域生活支援事業から成り立っている。

自立支援給付は、介護を行うためのサービス（居宅介護、放課後等デイサービス、短期入所等）に対して支給される介護給付と、障害者の適性に応じて一定の訓練を行うサービス（自立訓練、就労移行支援、共同生活援助等）に対して支給される訓練等給付があり、全国で共通したサービスが提供されている。この他、自立支援医療と補装具がある。

表 1 管内障害福祉サービス事業所

令和 6 年 3 月 31 日現在（単位：事業所）

	名 護 市	国 頭 村	大 宜 味 村	東 村	今 帰 仁 村	本 部 町	伊 江 村	伊 平 屋 村	伊 是 名 村	合 計
居宅介護	15	0	1	0	2	3	1	1	0	23
重度訪問介護	15	0	1	0	2	3	1	1	0	23
同行援護	2	0	0	0	0	1	0	0	0	3
療養介護	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
生活介護	15	0	2	0	1	1	0	0	0	19
短期入所	8	0	2	0	0	1	0	0	0	11
自立訓練（生活）	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
就労移行	3	1	0	0	1	2	0	0	0	7
就労継続（A 型）	6	0	0	0	1	0	0	0	0	7
就労継続（B 型）	27	4	1	1	5	6	2	0	1	47
就労定着支援	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
共同生活援助	10	1	1	1	2	1	0	0	0	16
施設入所支援	4	0	2	0	0	1	0	0	0	7
計画相談支援	13	1	1	0	3	2	1	0	0	21
地域移行支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童発達支援	22	0	1	0	2	2	0	0	0	27
放課後等デイサービス	25	0	1	0	2	3	0	0	0	31

保育所等訪問支援	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
居宅訪問型児童発達支援	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
障害児入所支援	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
医療型障害児入所支援	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
障害児相談支援	11	1	1	0	3	1	1	0	0	18
合計	185	8	14	2	24	27	6	2	1	269

地域生活支援事業は、自治体が地域の実情や利用者の状況に応じて柔軟に実施するものであり、各自治体ごとに事業内容（相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具の給付等）が定められている。

イ 相談支援事業と地域自立支援協議会

市町村において、地域生活支援事業として相談支援事業を実施し、障害者、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行っている。さらに、地域自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行うこととなっている。

管内市町村の相談支援事業は、すべて指定相談支援事業者に委託されており、管内9市町村（全市町村）に設置済みの地域自立支援協議会を活用し、情報共有や地域の相談支援体制・ネットワークの構築を行っている。

福祉事務所では、北部圏域障害者自立支援連絡会議を平成19年度に設置し、市町村及び関係機関と相談支援体制の構築に向けた意見交換を行っている。また、平成24年度以降、連絡会議の下部組織として、各部会（療育・教育部会、就労支援部会、住まい・暮らし部会、相談部会）を設置し、それぞれの課題についての検討や意見交換、研修会等を実施している。

また、市町村設置の地域自立支援会議及び福祉事務所設置の北部圏域自立支援連絡会議においては、北部圏域アドバイザー（1名）及び圏域体制推進員（1名）により相談支援体制の構築に係る指導・調整等が行われている。

表2 令和5年度北部圏域障害者自立支援連絡会議取組状況 令和5年度末現在（単位：回）

会議・研修		開催回数
全体会		1
相談部会	部会	2
	定例会（事務局会議）	12
	サービス管理責任者連絡会	6
	サービス管理責任者研修会	1
	相談支援専門員連絡会	2
	相談支援従事者等研修会	2
	地域移行・地域定着ワーキング	1
	地域移行・地域定着ワーキング コア会議	3
	フォローアップ連絡会	2

住まい暮らし部会	部会	2
	GH 情報シート作成ワーキング	2
療育・教育部会	部会	2
	医療的ケア児ガイドブック作成委員会	1
	発達障害児者支援研修会	1
	医療的ケア児居場所創りワーキング	3
就労支援部会	部会	2
	企業見学会	1
	就労支援事業所サービス管理責任者スキルアップ研修	1

(2) 自立支援給付支給事務等に関する市町村指導及び障害福祉サービス事業者等指導

ア 自立支援給付支給事務等に関する市町村指導

目 的：市町村の自立支援給付支給事務が円滑かつ適正に実施されるよう、支給事務に関する事項について周知徹底させる。

根 拠 法 令：地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4

指 導 件 数：令和 5 年度 実施 4 件

イ 障害福祉サービス事業者等指導

目 的：障害福祉サービス事業者等に対し、自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させる。

根 拠 法 令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 11 条第 2 項

指 導 件 数：令和 5 年度 実施 9 事業所（12 サービス）

表 3 令和 5 年度障害福祉サービス事業所等指導実施状況（サービス種別）

令和 5 年度末現在

サービス種別	実施数	サービス種別	実施数
居宅介護	1	自立訓練（生活）	0
重度訪問介護	1	就労移行	0
同行援護	0	就労継続（A 型）	4
療養介護	0	就労継続（B 型）	1
生活介護	0	就労定着支援	0
短期入所	0	共同生活援助	1
児童発達支援	1	保育所等訪問支援	0
放課後等デイサービス	3	居宅訪問型児童発達支援	0
合計			12

(3) 特別障害者手当

ア 手当の概要

特別障害者手当は、昭和 61 年障害福祉年金等の制度改革に伴い、それまでの福祉手当の支給額、支給要件等を改善し、重度の障害のために必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として支給されることになったものである。

(ア) 特別障害者手当

精神又は身体に重度の障害を有するため日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳以上の者。

(イ) 障害児福祉手当

精神又は身体に重度の障害を有するため日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳未満の者。

(ウ) 福祉手当

20 歳以上の従来の福祉手当の受給資格者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金を受給できない者に対して、経過措置として従来の福祉手当が支給されている。

イ 特別障害手当等支給状況

表 4 特別障害手当等受給件数

令和 5 年度末現在（単位：件）

町村名 手当名	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合計
特別障害者手当	5	0	0	6	12	2	1	0	26
障害児福祉手当	6	1	1	5	5	1	1	0	20
福祉手当 (経過措置)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	11	1	1	11	17	3	2	0	46

(4) 沖縄県心身障害者扶養共済制度

この制度は、心身障害者を扶養している保護者を加入者とし、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったときに、その扶養する心身障害者に終身一定額の年金を支給するものである。

加入できる人

将来独立自活することが困難であると認められる障害者（知的障害、身体障害（身体障害者手帳 1 級～3 級）及びこれらと同程度と認められる精神又は身体の永続的な障害を有する者）を扶養している保護者で、次の条件にあてはまる時。

- ① 住所が沖縄県にあること。
- ② 65 歳未満であること。
- ③ 特別な疾病又は障害を有してない者であること。

年金の給付

加入者が死亡し、又は重度障害となったときは、その月からその者が扶養していた心身障害者に対し、月額2万円の年金が支給される（2口加入の場合は4万円）。

申請方法

保護者（加入申込者）の居住地の福祉事務所の窓口へ申請書に必要書類を添えて申し込む。

表5 心身障害者扶養共済制度加入等状況

令和5年度末現在（単位：人）

	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	計
新規加入者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
加入者数	1	0	0	2	1	1	0	0	5
受給者数	2	3	1	2	8	5	0	0	21

3 児童福祉

出生率の低下による少子化の進行、子どもの貧困、社会生活環境の変動等、児童を取り巻く環境は大きく変化しており、児童福祉施策の推進は一層重要となっている。当福祉事務所は児童相談所、市町村及びその他の関係機関との連携を密にすることにより児童福祉施策の充実強化及び児童福祉の向上を図るための業務を行っている。

(1) 管内児童人口の状況

名護市を除く管内町村の18歳未満の人口は、令和6年3月末現在、6,222人で、総人口に占める割合は16.4%となっている。

町村別の総人口に占める児童人口の割合は、伊平屋村が18.9%と管内で最も高く、次いで伊是名村となっている。

表1 年度別児童人口

(単位：人、%)

			平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
名 護 市		児童人口	13, 030	12, 950	13, 048	13, 793	13, 766
		総 人 口	62, 936	63, 214	63, 644	63, 817	64, 040
		比 率	20. 7	20. 5	20. 5	21. 6	21. 5
管 内 町 村	国 頭 村	児童人口	742	736	705	696	652
		総 人 口	4, 602	4, 603	4, 558	4, 500	4, 505
		比 率	16. 1	16. 1	15. 4	15. 5	14. 5
	大宜味村	児童人口	410	430	404	419	389
		総 人 口	3, 050	3, 071	3, 061	3, 034	2, 957
		比 率	13. 4	14. 0	13. 2	13. 8	13. 2
	東 村	児童人口	263	265	265	262	264
		総 人 口	1, 728	1, 723	1, 730	1, 735	1, 717
		比 率	15. 2	15. 3	15. 1	15. 1	15. 4
	今帰仁村	児童人口	1, 740	1, 664	1, 663	1, 635	1, 579
		総 人 口	9, 305	9, 357	9, 371	9, 343	9, 239
		比 率	18. 7	17. 8	17. 7	17. 5	17. 1
	本 部 町	児童人口	2, 350	2, 331	2, 293	2, 139	2, 187
		総 人 口	13, 136	13, 108	13, 020	12, 957	12, 899
		比 率	17. 9	17. 8	17. 6	16. 5	17. 0
	伊 江 村	児童人口	788	765	749	732	700
		総 人 口	4, 476	4, 420	4, 381	4, 355	4, 235
		比 率	17. 6	17. 3	17. 1	16. 8	16. 1
	伊平屋村	児童人口	246	240	235	223	223
		総 人 口	1, 213	1, 182	1, 181	1, 162	1, 176
		比 率	20. 3	20. 2	20. 1	19. 2	18. 9
	伊是名村	児童人口	239	241	250	247	228
		総 人 口	1, 362	1, 311	1, 306	1, 262	1, 230
		比 率	17. 5	18. 4	19. 1	19. 6	18. 5
管内町村合計		児童人口	6, 778	6, 672	6, 561	6, 353	6, 222
		総 人 口	38, 872	38, 775	38, 608	38, 348	37, 958
		比 率	17. 4	17. 2	16. 9	16. 6	16. 4

(2) 家庭児童相談室

家庭児童相談室は、家庭児童の福祉に関する相談や指導業務の充実強化を図るため、福祉事務所に設置されている。家庭児童福祉主事及び家庭児童支援員が配置され、町村の児童福祉担当者や児童相談所と連携を密にし、児童福祉の向上に努めている。

また、児童福祉法改正に伴い、平成 17 年 4 月から各市町村に児童家庭相談窓口が設置されており、家庭児童相談室では、高い専門性を必要とする相談への対応や、管内各町村の要保護児童対策地域協議会の構成員として、代表者会議、実務者会議、個別支援会議へ参加し、町村の後方支援を行っている。

福祉事務所における児童相談の受付経路別件数と処理件数は、表 2 及び表 3 のとおりである。

表 2 受付経路別件数（実数）

令和 5 年度末現在（単位：件）

発見	児童委員の通告	児童相談所からの送致	児童相談所からの委嘱	保健所からの通知	警察関係からの通告	その他都道府県（指定都市含む）からの通告	市町村からの通告	学校からの相談	家族・親戚からの相談	本人からの相談	その他からの通告等	合計
7		4					15		1	1		28

表 3 処理件数（実数）

令和 5 年度末現在（単位：件）

福祉的障害者 の社会的被害者 の福祉指導主事	助産施設	母子生活支援施設	法第 22 条第 3 項 の通知	児童相談所 への送致	児童相談所 の調査完了	他の関係機関 への紹介	相談・その他 の助	合計
	11						28	39

相談対応件数は、令和 5 年度は 671 件であり、その他（管内町村主催要保護児童対策地域協議会の会議参加数含む）が 287 件と最も多い状況となっている。

表 4 対応件数(延べ)

(単位：件)

種別 年度	・養 虐待 待	・養 他 その の	保 健	・障 害 達	・障 害 知 身 的 体	非 行	・育 成 校 不 登	し・育 性 格 け 成 格	そ の 他	計
令和3年度	53	245	0	0	5	0	4	0	91	398
令和4年度	129	187	0	0	0	4	19	3	200	542
令和5年度	134	233	0	0	0	9	4	4	287	671

(3) 助産制度

ア 根拠

児童福祉法第 22 条には、福祉事務所は、妊産婦が保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申し込みがあったときは、その妊産婦に対し助産施設において助産を行わなければならないと規定している。

イ 助産施設

助産施設は、児童福祉法第 36 条で規定されており、児童福祉施設のひとつである。児童福祉施設は、児童の心身ともに健やかな成長を図り、将来、児童が健全な社会生活を営むことができるように、児童に適切な生活環境を与えることを目的としている。児童の健全育成という考え方には妊産婦の健康の維持も含まれるものとされ、助産施設は安全な出産のために設置されている。

表 5 助産施設措置決定状況

令和 5 年度末現在（単位：人）

市町村 施設名	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	計
県立北部病院	3	1		2		4				10
県立中部病院										
計	3	1		2		4				10

(4) 保育行政・公立保育所等指導監査

ア 保育行政指導監査（令和 5 年度）

目 的：市町村の保育所入所事務や保育所運営費負担金等保育行政の適正かつ円滑なる実施を確保するため、必要な助言・勧告又は是正の措置を講ずる。

実施市町村：4 村（国頭村、大宜味村、伊江村、伊平屋村）

イ 公立保育所および幼保連携型認定こども園指導監査（令和 5 年度）

目 的：入所児童処遇、職員の配置及び勤務条件、設備の状況等施設運営管理全般の状況を把握し、適正な施設運営管理のための助言指導を行う。

実施箇所：名護市（1 か所） 国頭村（1 か所） 大宜味村（1 か所） 東村（1 か所）
今帰仁村（2 か所） 本部町（1 か所） 伊江村（2 か所）
伊平屋村（1 か所） 伊是名村（1 か所）

4 老人福祉・介護保険

高齢社会の急速な進行、老人自身の心身機能の低下による寝たきり老人及び認知症老人の増加、核家族化に伴う一人暮らしや老人夫婦世帯の増加、家庭における介護機能の低下と扶養意識の減退等、老人を取り巻く社会環境はますます複雑化、困難化の度を深めている。

県においては、平成 12 年 4 月から介護保険制度が実施されたことから、「沖縄県介護保険事業支援計画」を含む総合的な計画として「沖縄県高齢者保健福祉計画」を策定し、介護予防・健康づくりや生きがいを積極的に進めることにより高齢者の社会的活動への参加を促進している。

また、保健・医療・福祉の連携をより一層強化し、総合的なサービスを提供するための基盤整備を行い、だれもが住み慣れた家庭や地域で、できる限り自立し、安心した生活が出来るよう、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにしている。

(1) 高齢人口(65 歳以上)

名護市を除く管内町村の 65 歳以上の高齢人口は、令和 5 年 10 月 1 日現在で 13,563 人であり、総人口に占める割合は、35.4%で前年度に比べて 0.5 ポイントの増となっている。

なお、北部福祉事務所管内の状況は下表のとおりである。

表 1 高齢人口

令和 5 年 10 月 1 日現在（単位：人、%、世帯）

市町村名		総人口 A	高齢人口 B	高齢化率の推移 B/A (%)		
				3年	4年	5年
名 護 市		64,490	15,248	22.9	23.3	23.6
管 内 町 村	国 頭 村	4,515	1,690	35.7	36.9	37.4
	大宜味村	3,005	1,223	38.9	39.5	40.7
	東 村	1,730	633	36.0	36.1	36.6
	今帰仁村	9,302	3,236	33.6	34.1	34.8
	本 部 町	12,966	4,347	32.2	33.5	33.5
	伊 江 村	4,320	1,609	34.9	36.2	37.2
	伊平屋村	1,188	386	30.1	31.5	32.5
	伊是名村	1,282	439	32.4	33.5	34.2
	合 計	38,308	13,563	33.9	34.9	35.4

資料：高齢者福祉介護課・高齢者福祉関係基礎資料より抜粋

(2) 介護保険事業者の指定・変更・運営指導状況及び管内事業所数

①介護保険事業者の指定・更新について

北部福祉事務所では、管内の単独型事業所の介護保険事業者の指定・更新を行っている。また、老人介護福祉施設等に併設している事業所の所管は、本庁となる。

②変更の届出等について

介護保険事業者から届出のある事業所運営に関する変更の届出、休止・廃止・再開届出、介護給付費算定に係る体制等届に係る事務を行っている。

③運営指導について

適正なサービス提供を支援することを目的に「沖縄県介護保険施設等指導要綱」等に基づき、介護保険事業所に対して、運営指導を行っている。

なお、北部福祉事務所管轄の新規指定、更新及び運営指導状況は表 2 のとおりである。

表 2 指定及び運営指導実施状況

(単位：件)

サービス種別	令和 5 年 度		
	新規指定	指定更新	運営指導
訪問介護	1	1	9
訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
訪問看護	4	0	2
介護予防訪問看護	4	0	2
通所介護	1	3	3
通所リハビリテーション	0	0	3
介護予防通所リハビリテーション	0	0	3
福祉用具貸与	0	2	1
介護予防福祉用具貸与	0	2	1
特定福祉用具販売	0	2	1
特定介護予防福祉用具販売	0	2	1
合 計	10	12	26

※平成 30 年 4 月 1 日より、居宅介護支援事業所の指定権限が、県から市町村へ権限移譲

5 母子父子寡婦福祉

社会状況が厳しさを増す中で、生別母子及び父子世帯が増加している。また、ひとり親家庭は経済的に不安定な状況が多く、時代とともに抱える問題も多様化している。

これらのひとり親家庭等に対し、母子父子寡婦福祉資金の貸付等による経済的な自立の支援を図るとともに、生活相談や生業の指導等を行い、福祉の向上に努めているところである。

(1) ひとり親世帯の実態

当所管内の母子世帯数は、令和 5 年 8 月 1 日現在 1,474 世帯で、総世帯数に占める割合は 3.18%となっている。

父子世帯数は、令和 5 年 8 月 1 日現在 152 世帯で、総世帯数に占める割合は 0.33%となっている。

表 1 市町村別、母子・父子世帯数及び出現率

(単位：世帯・%)

No.	市町村名	総世帯数		母子世帯						父子世帯					
				世帯数			出現率			世帯数			出現率		
		H30	R5	H30	R5	増減	H30	R5	増減	H30	R5	増減	H30	R5	増減
1	名護市	28,192	29,858	949	953	4	3.37%	3.19%	-0.17%	116	79	-37	0.41%	0.26%	-0.15%
2	国頭村	2,002	2,038	79	63	-16	3.95%	3.09%	-0.85%	10	7	-3	0.50%	0.34%	-0.16%
3	大宜味村	1,247	1,350	54	45	-9	4.33%	3.33%	-1.00%	15	9	-6	1.20%	0.67%	-0.54%
4	東村	749	766	23	23	0	3.07%	3.00%	-0.07%	2	5	3	0.27%	0.65%	0.39%
5	今帰仁村	3,584	3,716	128	127	-1	3.57%	3.42%	-0.15%	23	18	-5	0.64%	0.48%	-0.16%
6	本部町	5,400	5,510	217	196	-21	4.02%	3.56%	-0.46%	22	25	3	0.41%	0.45%	0.05%
7	伊江村	1,945	1,904	48	44	-4	2.47%	2.31%	-0.16%	5	3	-2	0.26%	0.16%	-0.10%
8	伊平屋村	519	542	12	14	2	2.31%	2.58%	0.27%	2	2	0	0.39%	0.37%	-0.02%
9	伊是名村	681	625	12	9	-3	1.76%	1.44%	-0.32%	6	4	-2	0.88%	0.64%	-0.24%
合計		44,319	46,309	1,522	1,474	-48	3.43%	3.18%	-0.25%	201	152	-49	0.45%	0.33%	-0.13%

〈出所〉令和 5 年度 沖縄県ひとり親世帯等実態調査報告書

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉対策

ア 母子・父子自立支援員

沖縄県では各福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置しており、当所には 1 人が配置されている。母子・父子自立支援員は母子家庭等の生活安定と経済的な自立を図るために母子父子寡婦福祉資金の貸付け相談等を行っている。

表 2 令和 5 年度相談種別の状況

(単位：件)

区 分		前 繰 越	年 件 数	新 規 相 談 件 数	合 計	解 決 件 数	翌 年 繰 越	年 件 数	相 談 回 数
母子福祉資金	貸 付		0	467	467	467		0	545
	償 還		0	341	341	340		1	274
父子福祉資金	貸 付		0	6	6	6		0	6
	償 還		0	43	43	43		0	43
寡婦福祉資金	貸 付		0	1	1	1		0	2
	償 還		0	2	2	2		0	2
公 的 年 金			0	0	0	0		0	0
児 童 扶 養 手 当			0	0	0	0		0	0
生 活 保 護			0	0	0	0		0	0
税			0	0	0	0		0	0
そ の 他			0	95	95	95		0	119
合 計			0	955	955	954		1	991

イ 母子・父子福祉協力員

沖縄県では各福祉事務所に母子・父子福祉協力員を配置しており、当所には 2 人が配置されている。母子・父子福祉協力員は母子父子寡婦福祉資金貸付金の円滑な償還を図るため、貸付を利用した世帯を訪問し、償還計画及び支払いについて調査・指導を行っている。

ウ 母子父子寡婦福祉資金の貸付

母子家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図る制度として、母子父子寡婦福祉対策の中で重要な位置を占めている。貸付金の種類は修学資金等の12種類がある。

表3 年度別、資金別母子父子寡婦福祉資金貸付状況

(単位：件・千円)

年度別 資金別	平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始											0	0
事業継続											0	0
修学	8	5,229	14	6,661	12	5,617	18	12,688	20	12,847	72	43,042
技能習得	2	1,632	3	2,448	1	816	1	816			7	5,712
修業					1	816			2	1,296	3	2,112
就職支度											0	0
医療介護											0	0
生活	3	1,343	2	909	1	492	1	315			7	3,059
住宅											0	0
転宅	1	179	1	152	1	143			1	62	4	536
就学支度	1	160	7	2,226	6	1,838	9	2,703	9	3,446	32	10,373
結婚											0	0
合計	15	8,543	27	12,396	22	9,722	29	16,522	32	17,651	125	64,834

エ 母子父子寡婦福祉資金の償還状況

母子父子寡婦福祉資金は、母子世帯等の経済的自立を図るための貸付制度である。もともと生活基盤の弱い母子世帯等は不景気や就職難の影響を受けやすく、償還状況は必ずしも好ましくない。当事務所においては、滞納者に対し、電話・訪問等により生活実態の把握に努めるとともに、生活状況に応じた償還方法の相談等を行い、償還促進に努めている。

表 4 資金別、母子父子寡婦福祉資金の償還状況

(単位：千円・%)

区分 資金種別	合計			過年度・現年度別内訳					
				過年度分			現年度分		
	調定額	収入済額	償還率	調定額	収入済額	償還率	調定額	収入済額	償還率
事業開始	1,566	242	15%	1,325	0	0%	242	242	100%
事業継続	0	0	-	0	0	-	0	0	-
修学	11,246	6,500	58%	5,476	893	16%	5,770	5,607	97%
技能習得	1,695	1,588	94%	181	104	57%	1,514	1,484	98%
修業	448	0	0%	448	0	0%	0	0	-
就職支度	0	0	-	0	0	-	0	0	-
医療介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
生活	1,976	1,088	55%	993	204	21%	983	884	90%
住宅	0	0	-	0	0	-	0	0	-
転宅	126	126	100%	0	0	-	126	126	100%
就学支度	2,514	2,120	84%	458	165	36%	2,057	1,955	95%
結婚	0	0	-	0	0	-	0	0	-
合計	19,573	11,664	60%	8,882	1,367	15%	10,692	10,297	96%

表 5 母子・父子・寡婦別、母子父子寡婦福祉資金の償還状況

(単位：千円・%)

区分 資金種別	合計			過年度・現年度別内訳					
				過年度分			現年度分		
	調定額	収入済額	償還率	調定額	収入済額	償還率	調定額	収入済額	償還率
母子	18,573	10,828	58%	8,718	1,322	15%	9,855	9,506	96%
父子	429	417	97%	16	16	100%	414	402	97%
寡婦	571	419	73%	148	29	20%	423	390	92%
合計	19,573	11,664	60%	8,882	1,367	15%	10,692	10,297	96%

オ 自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発を支援するもので、指定教育講座を受講し、修了した場合、経費の 60%に相当する額（雇用保険法に基づく教育訓練給付の支給を受けることができる場合は、その支給額との差額）を支給している。

令和 5 年度は支給実績なし。

カ 高等職業訓練促進費給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師や保育士等の資格取得のため、6 月以上養成機関等で修業する場合に、修業期間中の生活負担軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的に、月額 10 万円（課税世帯の場合 7 万 5 千円）（※）を支給している。また、終了後には、修了給付金として 5 万円（課税世帯の場合 2 万 5 千円）を支給している。

令和 5 年度は 5 名が受給している。

（※）就業期間最後の 12 月については、月額 14 万円（課税世帯の場合 11 万 5 千円）

6 配偶者暴力相談支援センター

(1) 業務の内容

配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための機関であり、都道府県は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)第3条第1項に基づき、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において同支援センターとしての機能を果たすこととなっている。

沖縄県では、女性相談所と各福祉事務所に配偶者暴力相談支援センター機能が付与されており、当所では、DV防止法第3条第3項に基づき、女性相談員等がDV被害者等から各般の問題について相談を受け、助言指導、法的援助、関係機関への紹介、自立支援、一時保護支援の業務を行っている。

(2) 相談状況

表1 年度別相談件数

(単位：件)

	来 所		電 話		出 張		合 計		
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	合計
平成31年度	59(52)	0	186(131)	3(3)	27(23)	0	272(206)	3(3)	275(209)
令和2年度	94(80)	0	245(182)	3(1)	45(40)	0	384(302)	3(1)	387(303)
令和3年度	80(71)	1(1)	272(246)	4(2)	23(22)	0	375(339)	5(3)	380(342)
令和4年度	62(58)	0	262(234)	2(1)	33(31)	0	357(323)	2(1)	359(324)
令和5年度	38(38)	0	152(137)	5(3)	25(25)	0	214(199)	5(3)	220(202)

※()内は相談内容にDVを含むものの再掲

表2 令和5年度年齢別件数

(単位：件)

	18歳未満	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不 明	合 計
名 護 市	0	0	18	55	44	7	0	6	130
国 頭 村	0	0	0	0	0	0	9	0	9
大宜味村	0	0	0	0	0	0	2	0	2
東 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
今帰仁村	0	0	4	9	2	6	0	2	23
本 部 町	0	0	12	19	5	3	5	1	45
伊 江 村	0	0	0	1	0	0	0	0	1
伊平屋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊是名村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管 外	0	0	0	2	2	1	0	1	6
県 外	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不 明	0	0	0	0	0	0	0	4	4
合 計	0	0	34	86	53	17	16	14	220

表 3 令和 5 年度経路別件数

(単位：件)

経路 地域別	本人自身	警察関係	法務関係	他府県の 婦人相談所	他の 婦人相談員	福祉事務所	他の 相談機関	社会福祉 施設等	医療機関	教育関係	労働関係	縁故者 知人等	その他	合計
名護市	99	3	4	0	10	0	1	0	5	0	0	3	5	130
国頭村	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9
大宜味村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
今帰仁村	9	0	0	1	1	0	9	0	0	0	0	0	3	23
本部町	31	0	0	2	2	0	6	0	0	0	0	2	2	45
伊江村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
伊平屋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊是名村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他地区	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	6
不明	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	4
合計	155	3	4	3	14	0	17	0	5	0	0	6	13	220

表 4 年度別相談主訴状況

(単位：件)

主 訴 年度別	人 間 関 係														住居問題	帰住先なし	経済問題			医療問題			不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	五条違反	合計
	夫 等				子ども		親族の問題	交際相手			家庭不和	男女問題	ストーカー被害	その他			生活困窮	サラ金・借金	その他	病 気	精 神の問題	その他					
	夫等の暴力	酒・薬物依存	離婚問題	その他	子どもの暴力	子どもの問題		交際相手からの暴力	同性の交際相手	その他																	
平成31年度	166	0	30	31	0	7	4	4	0	0	0	0	0	1	3	0	6	0	2	0	16	5	0	0	0	0	275
令和2年度	176	0	82	42	2	6	25	1	0	2	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	49	0	0	0	0	0	387
令和3年度	278	0	27	7	0	2	17	0	0	0	0	0	0	3	15	0	18	0	4	1	8	0	0	0	0	0	380
令和4年度	289	0	20	1	0	4	11	11	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	1	0	0	0	0	0	359
令和5年度	96	4	96	6	0	2	5	1	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	7	0	0	0	0	0	220

※五条違反…売春防止法第5条(勧誘等)

※交際相手からの暴力及びストーカー被害にかかる統計は平成 25 年度より実施

表 5 令和 5 年度処理状況

(単位：件)

	助言指導	保護命令支援	来所指示	一時保護支援	自立支援	帰宅・知人宅等	その他	他機関紹介	紹介場所内訳(再掲)								合計
									女性相談所	他の 配暴センター	福祉事務所	市町村役場	家庭裁判所	保健所	警察	その他	
来所	30	5	0	0	0	0	0	3	0	0	0	2	0	0	0	1	38
電話	137	9	10	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	157
出張	17	5	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	25
計	184	19	10	1	0	0	0	6	0	0	2	4	0	0	0	3	220

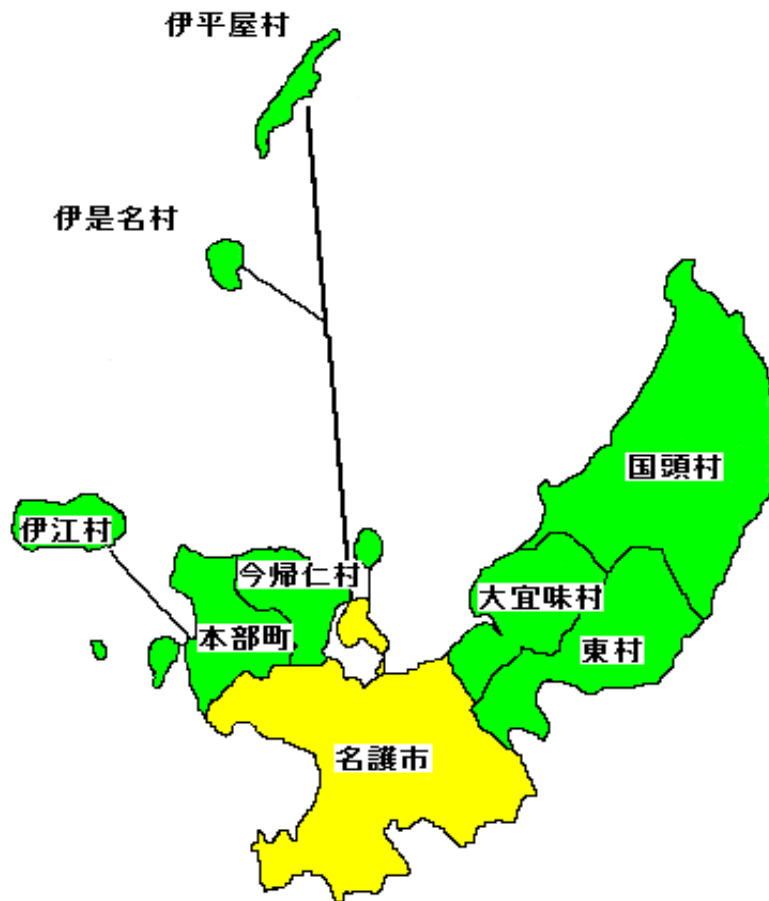
IV 生活保護班

1 生活保護

- (1) 管内地区別の保護の状況
- (2) 管内生活保護の概況
- (3) 管内保護の動向
- (4) 生活保護の開始及び廃止の状況
- (5) 生活保護世帯の労働類型別状況

1 生活保護

(1) 管内地区別の保護の状況（令和5年度末現在）



北部福祉事務所管内	
管内面積	494.53 k m ²
管内世帯数	19,822 世帯
管内人口	37,958 人
被保護世帯数	698 世帯
被保護人員	804 人
保護率	21.18 ‰

地区名	国 頭 村
地区人口	4,505 人
被保護世帯数	79 世帯
被保護人員	98 人
保護率	21.75 ‰
平均所要時間	1 時間30分

地区名	大 宜 味 村
地区人口	2,957 人
被保護世帯数	63 世帯
被保護人員	70 人
保護率	23.67 ‰
平均所要時間	30分

地区名	東 村
地区人口	1,717 人
被保護世帯数	38 世帯
被保護人員	46 人
保護率	26.79 ‰
平均所要時間	1 時間15分

地区名	今 帰 仁 村
地区人口	9,239 人
被保護世帯数	157 世帯
被保護人員	181 人
保護率	19.59 ‰
平均所要時間	30分

地区名	本 部 町
地区人口	12,899 人
被保護世帯数	258 世帯
被保護人員	286 人
保護率	22.17 ‰
平均所要時間	35分

地区名	伊 江 村
地区人口	4,235 人
被保護世帯数	62 世帯
被保護人員	71 人
保護率	16.77 ‰
平均所要時間	55分

地区名	伊 平 屋 村
地区人口	1,176 人
被保護世帯数	21 世帯
被保護人員	29 人
保護率	24.66 ‰
平均所要時間	2 時間10分

地区名	伊 是 名 村
地区人口	1,230 人
被保護世帯数	20 世帯
被保護人員	23 人
保護率	18.70 ‰
平均所要時間	1 時間40分

救護施設（再掲）	
いしみね救護園	1 人
よみたん救護園	4 人
計	5 人

※ 停止世帯・人員含む。

(2) 管内生活保護の概況

ア 最近の保護動向

管内の保護率の推移をみると、復帰直後の昭和 47 年度には 53.68%（県平均 30.93%）と高い保護率であった。その後、昭和 50 年の海洋博覧会前後には 36%台で推移するも、海洋博覧会後の不況で県経済がマイナス成長となった昭和 51 年以降、開催地となった管内はその影響をダイレクトに受けたことなどにより、昭和 52 年度以降は保護率も上昇に転じ、昭和 57 年度までは概ね 40%台で推移した。

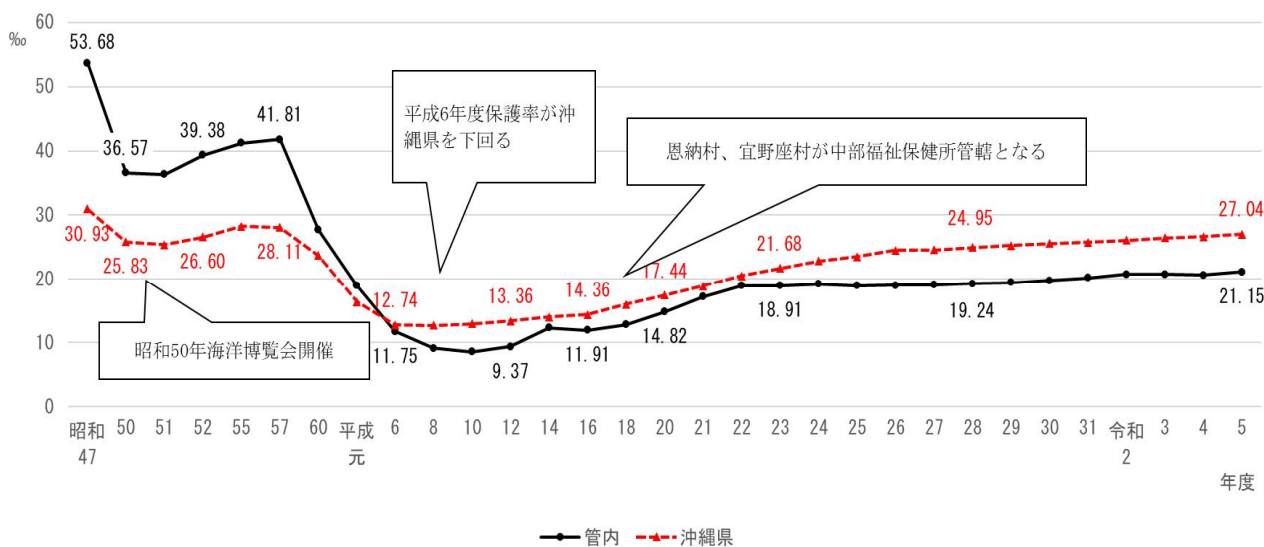
その後、県経済の安定等により平成 9 年度までは一環して減少傾向で推移するものの、平成 10 年度以降再び保護率は上昇傾向に転じ、リーマンショックが起きた平成 20 年秋以降、さらに上昇傾向に転じた。リーマンショック以前から続く高齢化や管内の産業基盤の脆弱さにより、近年微増傾向で推移しており、令和 5 年度平均の管内被保護人員 810 人、被保護世帯数 695 世帯、保護率 21.15%となっている。

（保護率：人口 1,000 人に対する被保護人員の割合。保護率 20%（パーミル）とは、人口 1,000 人に対して被保護人員が 20 人であるということである。）

令和 5 年度の被保護世帯の状況を世帯類型別にみると、高齢者世帯が全体の 67.6%を占めており、次いでその他世帯の 13.8%、障害者世帯の 11.5%、傷病者世帯の 5.9%と続いている。

また、被保護世帯の 86.9%が単身世帯となっている。さらに労働類型別にみると、非稼働世帯が約 84.0%であり、就労している世帯が少ない。

表 1 管内保護率の推移



イ 管内保護の特徴（令和 5 年度）

- (ア) 保護開始を要因別にみると、世帯主及び世帯員の傷病を理由に開始となったケースが最も多く、103 件中 36 件であり全体の 35%を占め、次いで預貯金等の減少・喪失が 22 件となっている。
- (イ) 開始に至らなかったケースを要因別にみると、“申請取り下げ”が 9 件（預貯金の活用、資産不活用、扶養義務者の援助等）、“申請却下”が 59 件（資産・預貯金等の活用により生計維持可能、収入が最低生活費を上回る等）となっている。
- (ウ) 保護廃止となったケースを要因別にみると、死亡による廃止が全体の 32.2%を占めており、次いで転出による廃止が 21.1%となっている。
- (エ) 管内は産業基盤が脆弱で、働く場所も名護市内を中心とした市街地に多くが集中しており、就労先の確保が難しい。
- (オ) 被保護世帯における高齢者世帯（65 歳以上の者のみで構成）の割合が 67.6%を占めている。

管内は人口の減少傾向に加え高齢化の進行が著しい状況となっている。さらに、雇用の面でも非常に不安定な状況にある。

以上のことから、今後も被保護世帯の増加傾向は続くものと予想される。

(3) 管内保護の動向

ア 管内保護の動向

令和 5 年度の年平均の被保護世帯数は 695 世帯で、前年度に比べ増加した。世帯類型別にみると前年度に比べ高齢者世帯、母子世帯の割合が増加し、障害者世帯、傷病者世帯、その他世帯の割合が減少している。

表 2 年度別管内世帯類型等の推移

年度平均

		管内人口	被保護世帯数	被保護人員	保護率 (%)	世帯類型別被保護世帯数（ ）内は構成比								医療扶助人員		医療扶助率 (%)	
						高齢者世帯		母子世帯	障害者世帯		傷病者世帯		その他世帯		入院		入院外
						単身	2人以上		単身	2人以上	単身	2人以上	単身	2人以上			
年度別推移	平成31年度	39,190	681	790	20.16	(63.0)		(0.9)	(14.3)		(5.8)		(16.1)		87	520	76.84
						404	21	6	80	18	35	4	71	38			
	令和2年度	38,974	681	808	20.73	(63.9)		(1.2)	(13.7)		(5.8)		(15.5)		83	523	75.00
						421	21	8	79	16	34	5	71	37			
	令和3年度	38,801	694	806	20.77	(65.3)		(0.7)	(12.9)		(6.2)		(14.9)		89	519	75.43
						429	24	5	71	18	33	9	71	32			
	令和4年度	38,601	691	797	20.65	(66.0)		(0.7)	(12.5)		(6.3)		(14.3)		81	532	76.91
						430	24	5	67	20	35	8	68	31			
令和5年度	38,303	695	810	21.15	(67.8)		(0.9)	(11.6)		(5.9)		(13.9)		69	553	76.79	
						445	25	6	61	19	33	8	65	31			

※上記データは管内（名護市を除く 8 町村）の各年度の平均値

※世帯類型別被保護世帯数は停止世帯を含まない

イ 管内町村別の保護動向

表 3 令和 5 年度 管内町村別・各扶助別・被保護世帯数及び被保護人員

年度平均

市町村名	人口	被保護世帯	被保護人員	保護率 (%)	生活扶助世帯	生活扶助人員	住宅扶助世帯	住宅扶助人員	教育扶助世帯	教育扶助人員	介護扶助世帯	介護扶助人員	医療扶助世帯	医療扶助人員	入院人員	外来人員	医療扶助率 (%)	介護扶助率 (%)
管内	38,303	695	810	21.15	582	682	337	387	5	9	203	203	557	623	70	553	76.91	25.06
国頭村	4,516	75	93	20.59	60	77	24	35	1	2	15	15	60	70	6	64	75.27	16.13
大宜味村	3,001	61	68	22.66	52	58	26	29	1	1	17	17	50	55	5	50	80.88	25.00
東村	1,730	38	46	26.59	32	39	23	29	1	3	14	14	31	36	2	34	78.26	30.43
今帰仁村	9,301	158	186	20.00	136	159	71	77	1	2	61	61	120	134	12	122	72.04	32.80
本部町	12,973	260	293	22.59	217	246	153	172	0	0	65	65	207	229	30	199	78.16	22.18
伊江村	4,313	63	73	16.93	52	61	29	30	1	1	19	19	56	60	8	52	82.19	26.03
伊平屋村	1,189	21	29	24.39	18	25	7	10	0	0	8	8	16	20	3	17	68.97	27.59
伊是名村	1,280	19	22	17.19	15	17	4	5	0	0	4	4	17	19	4	15	86.36	18.18

※上記データは管内（名護市を除く 8 町村）の令和 5 年度の平均値

表 4 人口、被保護世帯、被保護人員、保護率の年次推移

(単位：人、世帯、‰)

		全国	沖縄県	管内	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村
平成 30年度	人口	126,220,000	1,472,304	39,585	4,762	3,096	1,804	9,407	13,250	4,579	1,248	1,441
	被保護世帯数	1,636,334	29,177	667	83	65	30	151	249	54	19	16
	被保護人員	2,090,578	37,686	782	100	74	43	173	286	66	21	20
	保護率(‰)	16.56	25.60	19.75	21.00	23.90	23.84	18.39	21.58	14.41	16.83	13.88
平成 31年度	人口	125,950,000	1,478,075	39,190	4,678	3,058	1,773	9,329	13,186	4,553	1,230	1,403
	被保護世帯数	1,635,201	29,873	681	81	71	31	154	251	57	18	18
	被保護人員	2,066,660	38,125	790	97	81	42	173	288	68	20	21
	保護率(‰)	16.41	25.79	20.16	20.74	26.49	23.69	18.54	21.84	15.00	16.26	14.97
令和 2年度	人口	125,480,000	1,481,483	38,974	4,622	3,071	1,730	9,324	13,175	4,477	1,216	1,359
	被保護世帯数	1,641,536	30,527	693	82	67	35	163	255	59	16	16
	被保護人員	2,053,268	38,587	808	96	77	44	186	291	72	22	20
	保護率(‰)	16.36	26.05	20.73	20.77	25.07	25.43	19.95	22.09	16.08	18.09	14.72
令和 3年度	人口	125,260,000	1,480,444	38,801	4,596	3,060	1,723	9,355	13,105	4,433	1,208	1,321
	被保護世帯数	1,642,821	31,330	694	75	67	32	162	260	60	20	18
	被保護人員	2,036,045	39,154	806	85	76	40	185	295	74	29	22
	保護率(‰)	16.25	26.45	20.77	18.49	24.84	23.22	19.78	22.51	16.69	24.01	16.65
令和 4年度	人口	124,490,000	1,480,549	38,601	4,522	3,057	1,746	9,361	13,012	4,382	1,206	1,315
	被保護世帯数	1,647,341	31,839	691	72	63	39	160	257	62	21	17
	被保護人員	2,027,865	39,463	797	83	71	46	181	293	74	28	21
	保護率(‰)	16.29	26.65	20.65	18.35	23.23	26.35	19.34	22.52	16.89	23.22	15.97
令和 5年度	人口	123,970,000	1,480,070	38,303	4,516	3,001	1,730	9,301	12,973	4,313	1,189	1,280
	被保護世帯数	1,650,379	32,379	695	75	61	38	158	260	63	21	19
	被保護人員	2,018,671	40,026	810	93	68	46	186	293	73	29	22
	保護率(‰)	16.28	27.04	21.15	20.59	22.66	26.59	20.00	22.59	16.93	24.39	17.19

※1 出典：生活保護の被保護者調査（令和6年3月分概数）（厚生労働省社会・援護局保護課）

※2 出典：生活保護速報（沖縄県版）（令和6年3月分）（沖縄県子ども生活福祉部保護・援護課）

※3 管内（名護市を除く8町村）は各年度の平均値

ウ 年度別・類型別・現保護世帯数

表 5 管内の現保護世帯数類型別の推移

年度平均（単位：世帯、％）

類型別 年度別	現保護 世帯数	高齢者世帯		母子世帯		障害者世帯		傷病者世帯		その他世帯	
		世帯数	率％	世帯数	率％	世帯数	率％	世帯数	率％	世帯数	率％
平成31年度	676	426	63.0	6	0.9	97	14.3	39	5.8	109	16.1
令和2年度	692	442	63.9	8	1.2	95	13.7	40	5.8	107	15.5
令和3年度	692	452	65.3	5	0.7	89	12.9	43	6.2	103	14.9
令和4年度	686	453	66.0	5	0.7	86	12.5	43	6.3	98	14.3
令和5年度	692	469	67.8	6	0.9	80	11.6	41	5.9	96	13.9

※上記データは管内（名護市を除く8町村）の各年度の平均値

※類型別世帯数は停止世帯を含まない

(4) 生活保護の開始及び廃止の状況

ア 管内生活保護開始及び廃止原因別の状況（年度別）

令和５年度における保護開始を要因別にみると、「世帯主及び世帯員の傷病」が最も多く35.0%を占めている。廃止原因については、「死亡」が32.2%を占めている。

表 6 保護の開始の状況の内訳

（単位：世帯）

年度	開始理由別															「その他」の内訳
	合計	傷病によるもの		働いていた者の死亡	働いていた者の離別	定年・失業	老齢によるもの	事業不振・倒産	その他の働きによる収入の減少	要介護状態	社会保障給付金の減少・喪失	仕送りの減少・喪失	貯金等の減少・喪失	転入	その他	葬祭扶助単給 世帯分散による保護 など
		世帯主の傷病	世帯員の傷病													
平成30年度	90	33	1	0	0	0	0	0	3	0	1	4	41	1	6	
平成31年度	109	24	1	0	0	0	3	1	3	1	1	7	59	0	9	
令和2年度	100	25	1	0	1	1	2	0	3	1	1	4	52	4	5	
令和3年度	88	22	4	0	1	2	2	0	3	2	0	6	31	6	9	
令和4年度	92	21	2	0	2	2	4	0	4	2	2	11	27	4	11	
令和5年度	103	34	2	0	2	2	2	0	0	4	2	16	22	6	11	

表 7 保護の廃止の状況の内訳

（単位：世帯）

年度	保護の廃止理由別														「その他」の内訳 葬祭扶助単給 累積金の増 境界層該当措置 保護辞退 最低生活費の減少 など
	合計	傷病治癒		働きによる収入の増加・取得	働き手の転入	死亡	失踪	社会保障給付金の増加	仕送り等の増加	親類縁者等の引取り	施設入所	医療費の他法負担	転出	その他	
		世帯主	世帯員												
平成30年度	80	0	0	3	1	29	1	4	0	1	2	0	23	16	
平成31年度	86	0	0	13	1	30	0	0	0	0	3	0	17	22	
令和2年度	98	0	0	3	0	43	0	5	0	0	0	0	23	24	
令和3年度	90	0	0	5	0	48	0	0	1	2	0	0	23	11	
令和4年度	96	0	0	5	0	51	0	2	0	2	0	6	16	14	
令和5年度	90	0	0	8	0	29	0	2	0	1	5	2	19	24	

イ 令和5年度の新規申請受理・開始・廃止・取り下げ・却下の月別状況

表8 新規申請処理状況

令和5年度末現在（単位：件）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年計
申請件数	12	21	20	14	16	19	12	12	5	9	12	18	170
取り下げ件数	0	0	2	1	1	2	0	1	1	0	1	0	9
却下件数	6	7	4	4	6	8	7	3	3	0	3	8	59
開始世帯	8	8	14	11	10	7	10	10	5	6	9	6	104
廃止世帯	5	7	8	8	5	10	15	6	4	13	2	8	91

(5) 生活保護世帯の労働類型別状況

表9 現保護世帯の類型別稼働・非稼働の状況

令和5年度末現在（単位：世帯、％）

		単身者世帯					二人以上の世帯						計	割合 (%)
		高齢者世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯	(再掲)医療扶助単給	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯	(再掲)医療扶助単給		
世帯主が働いている世帯	常用労働者	3	4	2	12	1	1	1	2	0	1	0	26	3.8
	日雇労働者	7	0	2	3	0	0	0	1	0	0	0	13	1.9
	内職者	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.1
	その他の就業者	23	19	4	5	0	1	0	3	0	2	0	57	8.2
世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯							3	0	3	0	8	0	14	2.0
働いている者のいない世帯		423	34	26	40	48	21	6	9	7	16	0	582	84.0
計		456	58	34	60	49	26	7	18	7	27	0	693	100

※類型別世帯数は停止世帯を含まない

V 資 料 編

- 1 北部福祉事務所における研修
- 2 北部福祉事務所職員研修
- 3 北部福祉事務所が主催した会議

1 北部福祉事務所における研修

No	研 修 名	担当班	受講対象者	開催回数	研修目的・研修概要
1	北部圏域障害者 自立支援連絡会議 (相談部会) フォローアップ連絡 会 (第1回のみオンライン開催)	地域福祉班	市町村担当者・ 相談支援事業所 相談員	2回	市町村担当及び相談支 事業所相談員のスキル アップ及び連携を図 る。
2	北部圏域障害者 相談支援従事者等 研修会 (第1回のみオンライン開催)	地域福祉班	障害福祉サービ 事業所及び相談支 援事業所相談員	2回	障害福祉サービ事業 所及び相談支援事業所 相談員のスキルアップ 及び連携を図る。
3	北部圏域障害者 自立支援連絡会議 サービス管理責任者研 修会	地域福祉班	障害福祉サービ 事業所のサービ 管理責任者、サービ ス提供責任者、児童 発達管理責任者	1回	サービス管理責任者等の 相互理解と支援スキルの 向上を図る。
4	発達障害児(者)支 援に係る圏域別研修 等事業「北部圏域発 達障害児者支援研修 会」	地域福祉班	管内市町村職員(母 子保健主管課、子 育て支援主管課、障 害福祉主管課等)フ ァミリーサポートセン ター職員、保育所職 員等	1回	発達障害児者支援に携 わる支援者のスキルア ップを図る。
5	北部圏域障害者 自立支援連絡会議 (相談部会) 相談支援専門員連絡会	地域福祉班	相談支援専門員等	2回	管内の相談支援専門員 のスキルアップ及び連 携の強化を図る。

6	北部圏域障害者 自立支援連絡会議 (就労支援部会) 就労支援事業者、相談 支援事業者等スキルア ップ研修会	地域福祉班	就労支援事業所の サービス管理責任 者、生活指導員、職 業指導員等、相談 支援事業所の相談 支援専門員等	1 回	管内の就労支援事業者、 相談支援事業者等のスキ ルアップを図る。
---	--	-------	---	-----	--

2 北部福祉事務所職員研修

No	研修内容	担当班・講師等	開催した月
1	各班業務説明	各班長	5 月
2	年金について	生活保護班・年金事務所	11 月
3	公用車緊急時対応について	総務班 運転士	5 月～7 月 ※少人数ご とに複数回 開催

3 北部福祉事務所が主催した会議

No	会議名	担当班	開催した月
1	北部市町村福祉主管課長会議	総務班	※
2	管内町村生活保護事務担当者連絡会議	生活保護班	11 月
3	北部圏域障害者自立支援連絡会議(本会)	地域福祉班	2 月
4	北部圏域障害者自立支援連絡会議(相談部会、療育・教育部会、住まい・暮らし部会、就労支援部会)	地域福祉班	6 月・1 月

※: 議題無しのため開催せず

令和 5 年度

北部福祉事務所概況

令和 6 年 12 月 発行

発 行／沖縄県北部福祉事務所
沖縄県名護市大中 2-13-1
北部保健・福祉合同庁舎 1階
TEL(0980)52-2715
FAX(0980)52-7544
